

開始 100 年の大調査

国勢調査 2020

令和最初の国勢調査

国勢調査は、人口減少、少子高齢化社会を迎えた日本の未来を描くために、なくてはならないデータを得るための重要な調査です。

10月1日を基準日として全国一斉に国勢調査が行われますので、ご理解とご協力をお願いします。

【企画課】

すべての人と世帯が対象です

10月1日現在で、住民票の有無に関わらず、下呂市に住んでいるすべての人と世帯（3カ月以上居住している、または居住する見込みの人）が対象になります。

3カ月以上日本に滞在する外国人も対象になります。

調査員がお宅を訪問します

国勢調査にあたり、調査員がお宅を訪問して世帯主の氏名と世帯人数を聞き取り、調査票を配布します。調査員は総務大臣が任命する非常勤公務員であり、調査内容を保護するために厳しい守秘義務が課せられていますので安心して回答してください。

①インターネット回答

- ・調査票の封筒（青色）に同封されたインターネット回答 ID を使用し、パソコン、タブレット端末、スマートフォンなどからインターネットにアクセスしてご回答ください。
- ・回答期間は9月14日～10月7日まで

②郵送回答

- ・調査票にご記入いただき、調査票の封筒（青色）に同封された返信用封筒に入れて郵便ポストに投函してください。
- ・回答期間は10月1日～10月7日まで。

回答方法は3つ

③調査員回収

- ・調査員がご自宅に出向いての回収を希望される場合は、調査票の配布時に調査員に訪問回収の希望と日時をお伝えください。
- ・回答期間は10月1日～10月7日まで。

期限までに回答されない場合は、再度ご案内させていただくことがあります。

国勢調査コールセンター
0570-07-2020
令和2年9月7日～10月31日

国勢調査について、
私たちが動画で詳しく説明します！



注意！

国勢調査を装った「かたり調査」にご注意ください。調査員は「国勢調査員証」を身につけています。不審に思われた場合には、企画課までお問い合わせください。

【問合せ先】企画課 ☎ 24-2222（内線 282・284）

屋外広告物のルールはご存じですか？

下呂市の美しい景観の維持や危険防止のため、屋外広告物設置のルールを守りましょう。

◆屋外広告物とは

「常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」で、道路沿いに建てられる野立広告物、営業敷地内に掲示する広告物、建物の壁にある壁面広告など、さまざまな形態のものがあります。なお、掲示内容が営利的な広告かどうかは関係ありません。

◆屋外広告物を掲示するには

多くの場合で許可が必要となります。許可を受けるには市で定める基準を守らなければなりません。まだ、手続きが済んでいない場合は、速やかに申請してください。詳しくは、建設総務課までお問い合わせください。

【問合先】建設総務課 ☎ 53-2010（内線 116）

■違反となる屋外広告

- ①破損・倒壊・落下の恐れがあるもの
- ②交通の安全を妨げるもの
- ③禁止されている物件や地域に設置したもの（原則道路上の柵、歩道橋、街路樹、電柱には掲示できません）
- ④高さや表示面積、場所などの許可基準に違反したもの

※無許可を含めた違反広告については、建設総務課にて撤去や是正指導を実施します。

地域を守るのは ぼくたち、わたしたちです

下呂市消防団員募集中！



下呂市消防団にはあなたのチカラが必要です！

消防団は、「自分たちのまちを自分たちの手で守る」という理念のもとに、地域の人たちで組織された機関です。

消防団員は、それぞれの職業を持つ傍ら、求められる活動は幅広く、有事の際の消火活動はもちろん、人命救助、捜索活動、避難誘導活動などがあり、まさに消防団員は、地域の安全・安心を支える要といえます。

消防団員として活動してみませんか！

18歳以上で、下呂市に居住または勤務している人なら男性でも女性でも入団できます。消防団員は、特別職の地方公務員です。

消防団に興味や関心があるという人は下記の消防団担当までお問合せください。

- | | | | | |
|------------|--------------|--------------|--------------|--|
| ■消防本部消防総務課 | ☎ 25-6177 | | | |
| ■各振興事務所 | 萩原 ☎ 52-2000 | 小坂 ☎ 62-3111 | 下呂 ☎ 25-2252 | |
| | 金山 ☎ 32-2201 | 馬瀬 ☎ 47-2111 | | |

